

JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」(改定案)の
公衆審査意見に対する回答

意見その1

運転責任者に係る基準の一つとして、原子炉の運転に関する業務の経験年数を要求しているが、この中の「実用炉の運転業務」の考え方として、「原子炉に燃料を初めて装荷した日から核燃料物質が廃止措置対象施設に存在しなくなるまでの間」を通し、全て一律に扱うことは適切ではないと考える。

具体的には廃止措置段階の運転業務については、それ以前のプラント運転業務とは別個の係数を設定し、「実用炉の運転業務」の経験年数を算定するのが適切であり、規定の見直しを検討してほしい。

意見その2

コメント

運転責任者に係る基準の一つとして、原子炉の運転に関する業務の経験年数を要求しているが、この中の「実用炉の運転業務」の考え方として、「原子炉に燃料を初めて装荷した日から核燃料物質が廃止措置対象施設に存在しなくなるまでの間」を通し、全て一律に扱うことは適切ではないと考える。

理由

廃止措置対象施設においては、今後、運転を再開することは考えにくく、運転中のプラントと同等の経験(起動、停止、事故対応)を積むことは不可能であることから経験年数の考え方(係数の設定)を全て一律に扱うことは適切ではないと考える。

対応依頼

上記から、具体的には廃止措置段階の運転業務については、それ以前のプラント運転業務とは別個の係数を設定し、「実用炉の運転業務」の経験年数を算定するのが適切であり、規定の見直しを検討してほしい。

回答

以下の理由により、現状のとおりとします。

今回の改定に際し、廃止措置施設に運転責任者の資格保有者を配置し運転業務を実施する場合の運転責任者が果たす役割と求められる技術レベルを、それ以前のプラント運転段階と比較検討を実施しました。

その結果、両者の間で運転責任者が果たす業務内容に相違はあるものの、運転責任者が果たす本質的な役割及び求められる技術レベルは同等であると判断しました。

但し、本件については、今後も廃止措置段階の運転業務の実績を考慮しつつ、原子力発電所の安全・安定運転を担保する観点で、要求すべき運転経験年数の係数を検討していきたいと考えます。

以上